

販売先破産時の納入商品の取り戻しについて ～令和3年8月18日徳島地裁判決～



第1 はじめに

ビジネスにおいて商品を販売する上で、販売先が倒産してしまうリスクは常にあります。商品を納入したものの、販売先から突然、弁護士名義で「事業継続が困難となったので、破産します。」というような書面(受任通知)が送られて来た経験を持つ方もおられるのではないのでしょうか。

もしそのような書面が来る直前に商品を納入していれば、納入業者の担当者としてはなんとか当該商品を取り戻したいと考えられると思います。この点、幸い納入業者が、破産予定の会社から納入した商品を取り戻すことができた一方、商品を返品した破産予定会社の代理人弁護士が、後日、破産管財人から、そのような返品は許されないとして損害賠償を請求された事案があります。破産予定の会社から納入商品を取り戻すことは容易ではありませんが、その背景を理解する一助になると思い、以下、令和3年8月18日徳島地裁判決(金融・商事判例1634号20頁。以下「本判決」といいます。)をご紹介します。

第2 事案の概要

- ① 株式会社A、有限会社B及び株式会社C(3社合わせて、以下「各破産会社」といいます。)は、酒や食品の小売店を経営するグループ会社です。
- ② 被告ら弁護士Y1及びY2(2者合わせて、以下「被告ら」といいます。)は、令和2年1月30日までに、各破産会社から破産手続開始の申立て等を受任しました。
- ③ 令和2年1月30日、被告らは、各破産会社の債権者らに受任通知を発送しました。
- ④ 被告らは、納入業者から取り込み詐欺であるなどと抗議

を受けたことから、令和2年1月29日及び同月30日に納入された酒類商品については例外的に返品に応じる旨を通知し、同年2月15日から同年3月13日にかけて、各破産会社の元従業員らに作業をさせて返品しました。

- ⑤ 当該返品作業について、元従業員らに対し、各破産会社から賃金が支払われました。
- ⑥ 各破産会社は、令和2年3月2日、破産手続開始を申し立てました。
- ⑦ 各破産会社は、令和2年3月26日、破産手続開始決定を受け、原告が破産管財人として選任されました。

第3 原告の主張

破産管財人である原告は、納入商品を一部返品した被告らに対し、次のような主張をしました。

- ① 被告らは、各破産会社が破産状態にあることを知りながら、その在庫商品を返品し、各破産会社の責任財産を減少させ、故意に各破産会社の総債権者が有する債権の満足を得ることを阻害した。
- ② 被告らの返品は、財産散逸防止義務違反であり、総債権者に対する不法行為を構成する。
- ③ 各破産会社の総債権者が被告らに対して有する損害賠償請求権は破産財団に属し、破産管財人である原告は、破産財団を管理するものとして、又は総債権者の任意的訴訟担当として、総債権者の損害賠償請求権を行使することができる。
- ④ 被告らは、返品により、仕入値相当額(合計約3460万円)の損害を与えた。

- ⑤ 被告らは、返品作業に関する賃金(合計約80万円)の損害を与えた。

第4 被告らの反論

上記第3のような原告の主張に対し、被告らは、次のように反論しました。

- ① 原告は、不法行為の相手方である各破産会社の総債権者が誰であるのかについて何ら主張、立証しておらず、主張自体失当である。また、債権侵害による不法行為の成立要件の主張、立証も欠く。
- ② 仮に債権侵害による不法行為が成立するとしても、その主体は各破産会社の個々の債権者であり、その損害賠償請求権を破産管財人である原告が行使し得る根拠はない。
- ③ 破産管財人が任意的訴訟担当として債権者の損害賠償請求権を行使し得ると解することもできない。
- ④ 返品対象商品は酒類で、酒税法の規制を受けるので、換価するとしても仕入値より著しく低廉な金額にしかならず、仕入値相当の損害額は生じない。
- ⑤ 返品は合理的かつ相当であり、賃金の支払いによって損害は生じない。

第5 本判決の要旨

本件について、裁判所は次のように判示し、原告の請求を認めませんでした。

- ① 原告が本件において行使する不法行為に基づく損害賠償請求権は、債権者らに損害が生じたことを原因として発生したものであるというのであって、各破産会社に属する請求権として発生したものではない。
- ② 各破産会社が破産手続開始決定時まで、債権者らから当該請求権を取得したことを基礎付ける具体的事実の主張もない。
- ③ 当該請求権が「破産者が破産手続開始の時において有

する一切の財産」であるとは言えないし、当該請求権が破産手続開始決定に伴って、当然に債権者らから各破産会社の破産財団に移転したというべき法的根拠もない。

- ④ 破産管財人に対し、破産債権者らから、その帰属する請求権を行使することについて授權があったということではできず、任意的訴訟担当の部分については原告適格を欠き不適法である。

第6 検討

1 総論

上記のとおり、本判決は、被告らの返品自体の妥当性については言及していないものの、破産管財人である原告からの、納入商品を一部返品した被告らに対する損害賠償請求を認めませんでした。この点だけを見ると、「破産予定会社の代理人弁護士は、納入商品を返品しても破産管財人との関係で損害賠償義務を負わないのだから、仮に当社の販売先から突然破産しますと通知が来たら、納入商品を返品してくださいと、販売先の代理人弁護士に交渉すれば良い。」と考えてしまうかもしれません。

しかし、やはり実務上、破産申立を受任した代理人弁護士は、以下に記載する理由から、原則として返品はしないと考えられます。

2 動産売買先取特権と返品の妥当性について

納入業者が動産を販売した場合、納入業者は、当該納入商品について、動産売買先取特権を有します。

動産売買先取特権とは、売買代金およびその利息に関し、売買目的物である動産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいい(民法303条、311条5号、321条)、契約で売主が動産売買先取特権を有すると定める必要はなく、動産の売主であれば、民法に基づいて先取特権を有することになります。動産売買先取特権を有していると、売

主は、買主が保管している対象動産(商品)を競売して、競売代金から優先的に債権回収を図ることができます。

この点、販売代金の支払を受けることができていない納入業者は、このような動産売買先取特権を有するのですから、その権利行使を任意に認めるものとして、破産申立を受任した代理人弁護士が納入商品を返品しても問題ないのではないか、とも思われます。

しかし、破産管財人が動産売買先取特権の対象商品を売却し、その代金を破産財団に帰属させて破産債権者に配当するなどしても、不法行為にはならないとした裁判例があり(名古屋地判昭和61年11月17日判タ627号210頁)、動産売買先取特権の対象商品を返品せずに売却することで破産財団の増大を図ることができる(総破産債権者への配当財源を増やすことができる)ことから、通常、破産申立を受任した代理人弁護士や破産管財人は、商品の任意での返還には応じません。実務上、動産売買先取特権が主張される・行使されることが比較的少ないということも影響していると思われます。

3 本判決の事案における事情の推察

本判決には記載されていないため、推察するしかありませんが、被告らは、破産申立を受任した代理人弁護士は任意で返品しないという通常の実務を理解していたのではないかと思います。

しかし、破産する旨を知らせる受任通知を発送した正に当日、及び前日に商品の納入を受けており、納入業者から取り込み詐欺であるなどと抗議を受けたことから悩み、受任通知を発送した当日及び前日に納入された商品に限って、例外的に返品を認めたのではないかと想像します。

一方、破産管財人である原告としては、例外的・限定的であっても、通常返品しないものを返品したことはやはり問題であると考え、被告らに対して訴訟を提起してまで損害賠償を求めたのではないかと思います。

4 考察

本判決では破産予定会社の代理人弁護士である被告らの責任は否定されたものの、破産予定会社の代理人弁護士としては、限定的なものであっても返品をすると破産管財人からクレームを受けるおそれがあると考えざるを得ず、やはり原則として返品をしないという実務を維持すると思われます。

納入業者としては、そうだとでも返品を希望するのが当然であり、破産予定会社の代理人弁護士や破産管財人に返品をお願いすることに問題はありません。特に破産予定会社が受任通知を出す直前に納入した商品については、破産予定会社が破産の可能性や予定を認識しつつ発注していた可能性もありますので、破産予定会社の代理人弁護士と事実関係・時系列を確認することで、返品について理解を得られる可能性もあります。ただし、返品の実現が容易ではないことはご承知おきいただければと思います。

なお、破産予定会社の代理人弁護士や破産管財人から任意での返品を受けられない場合、納入業者としては動産売買先取特権の行使を検討することになりますが、動産売買先取特権を行使するには、販売代金を受領できていない取引に基づいて納入した商品は、まさにこれであると特定する必要があります。例えば破産会社の倉庫の、この棚のここからここまでに置かれているものが対象の商品であると特定する必要があります。破産前後に納入商品が移動されるなどしてこの特定が困難になってしまうと、後日動産売買先取特権を行使しようと思っても失敗してしまうおそれがあります。納入業者としては、返品を受けることができないとしても、破産予定会社の代理人弁護士や破産管財人に、「この商品は、何月何日に誰から納入されたものである、とラベルを貼ってください。」などと依頼して、特定できるようにしておくことは有益と考えます。

そして、破産予定会社の代理人弁護士や破産管財人と、上記のような交渉が上手く行かない場合は、早期に動産売買先取特権を行使することも選択肢です。

動産売買先取特権の行使については、筆者が、「事業再生・

債権管理Newsletter 2019年8月号で「商品を売却したが、買主が破産するときの債権回収 ～動産売買先取特権の具体例～」という記事を書いておりますので、ご興味がおありの

方は参考になさってください。実際に行使する場合は、行使の可否や実効性など諸々の検討が必要であり、専門的ですので、弁護士にご相談ください。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)